

2025

12

No.2180

特集

労働状況実態調査(速報版) 中小企業が始める防災対策(BCP)

川崎市からのお知らせ【P.6～】

今月のトピックス【P.8～】

- 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です
- 令和7年10月から「教育訓練休暇給付金」が創設されています

主要労働経済指標【P.10】

労働相談Q & A【P.11】



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

労働情報を
ウェブで見るとは？

川崎市ホームページ

かわさき労働情報

検索



令和7年度「労働状況実態調査」(速報版)

令和7年度労働状況実態調査の結果概要がまとまりましたので、お知らせします。

本調査は、市内の民間企業・事業所の労働時間、雇用状況等の労働事情を明らかにし、勤労者福祉の向上及び各事業所の企業活力の増進に役立てることを目的に、川崎市内の建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉業、サービス業を中心とした2,000事業所を対象に実施しています。**令和7年度の有効回答数は844事業所、有効回答率は42.2%（前回：44.3%）**でした。

※「 」は各選択肢を、< > は複数選択肢の合計を表します。

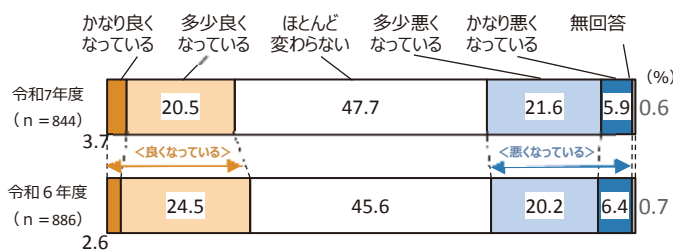
【例】<良くなっている>：「かなり良くなっている」と「多少良くなっている」の合計

※内訳の比率（%）は小数点第2位を四捨五入しているため、その合計は必ずしも100%になりません（図表についても同様）。

1 最近の経営状況と今後の見通し

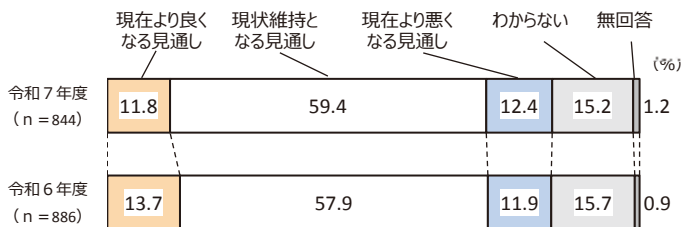
(1) 昨年同期と比べた経営状況

<良くなっている> 24.2%
 <悪くなっている> 27.5%
 前回調査と比較して、<良くなっている> が2.9ポイント減少、<悪くなっている> が0.9ポイント増加しています。



(2) 今後の経営動向

「現在より良くなる見通し」11.8%
 「現在より悪くなる見通し」12.4%
 前回調査と比較して、「良くなる見通し」が1.9ポイント減少、「悪くなる見通し」が0.5ポイント増加しています。



2 雇用の状況について (過去1年間)

(1) 労働者数

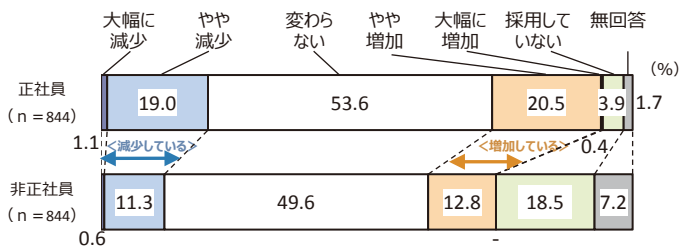
労働者数の中央値は、**正社員が13.0人、非正社員が4.0人**となっています。

(2) 従業員数の増減

従業員数の増減は、正社員、非正社員ともに<増加している>が多くなりました。

◎正社員：<増加> が<減少> より0.8ポイント高い

◎非正社員：<増加> が<減少> より0.9ポイント高い

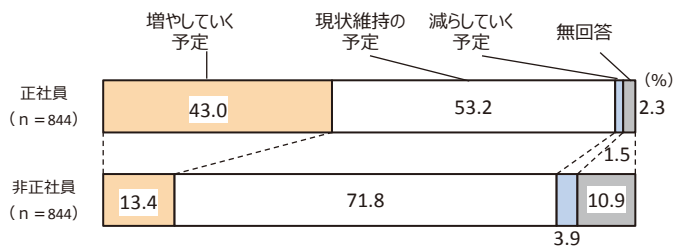


(3) 今後の従業員の雇用予定

今後の従業員の雇用予定は、正社員・非正社員ともに「現状維持の予定」が最も多くなりました。

◎正社員：「増やしていく予定」は43.0%

◎非正社員：「増やしていく予定」は13.4%



3 労働時間の制度と実態

(1) 所定労働時間の実態

所要労働時間は、1日平均が7時間42分、1週平均が39時間06分、年間平均が1,901時間となり、年間平均は令和5年度より若干減少となっています。

	令和6年度 n=844	令和5年度 n=886
1日平均	7時間42分	7時間43分
1週平均	39時間06分	39時間08分
年間平均	1,901時間	1,927時間

(2) 週休形態

週休形態は、「完全週休2日制」の実施は62.0%（前回調査：59.7%）、月1回週休2日制などの<週休2日制>は10.4%（前回調査：13.3%）となっています。

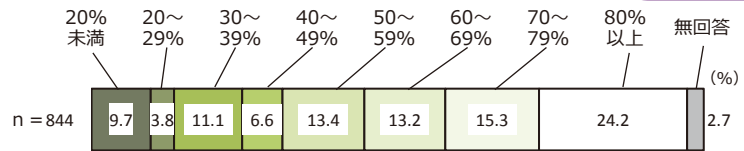
◎規模別の「完全週休2日制」の実施

全体：62.0% (n=844)
 大企業：60.8% (n=120)
中小企業：60.4% (n=535)

※完全週休2日制は、年間を通じ、毎週2日の休みがあること。週休2日制は週に2日休める日が月に1回以上あることを言います。

(3) 年次有給休暇の取得状況

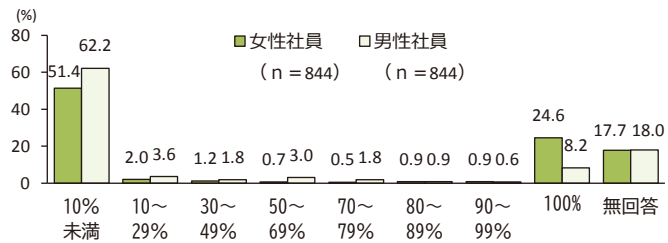
年次有給休暇の消化率は「80%以上」が**24.2%**（前回調査：24.2%）、「20%未満」は9.7%となっています。



(4) 育児休暇

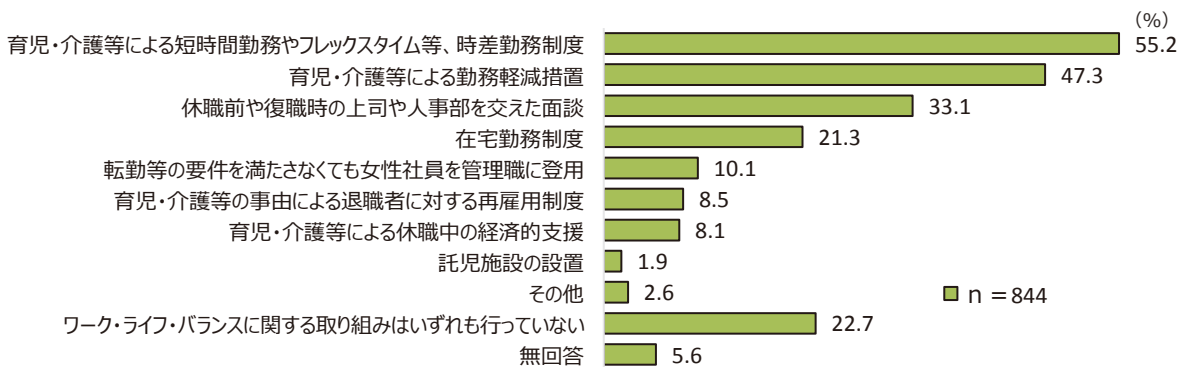
育児休暇の取得率「100%」は、**女性職員 24.6%、男性職員 8.2%**で、女性が16.4ポイント高くなっています。

また、取得率「10%未満」では、**女性職員 51.4%、男性職員 62.2%**で、男性が10.8ポイント高くなっています。



4 ワーク・ライフ・バランス

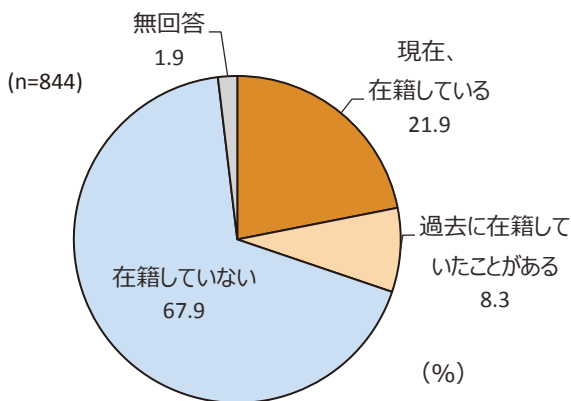
ワーク・ライフ・バランスに関する取組の実施は、「育児・介護等による短時間勤務やフレックスタイム等、時差勤務制度」が55.2%と最も多く、次いで「育児・介護等による勤務軽減措置（時間外・休日勤務の免除・転勤配慮等）」が47.3%、「退職前や復職時の上司や人事部を交えた面談（勤務環境や業務内容の確認等）」が33.1%となっており、**ワーク・ライフ・バランスに関する取組を実施しているは71.7%**（前回調査：68.7%）となっています。



5 外国人労働者の在籍状況

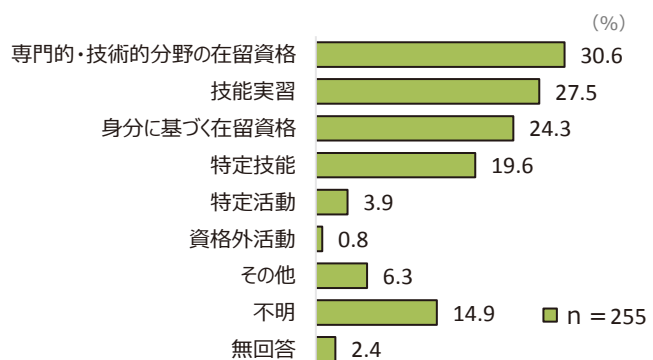
(1) 外国人の在籍状況

外国人が「現在、在籍している」は21.9%、「過去に在籍していたことがある」は8.3%で、**在籍歴があるは30.2%**、一方、「在籍していない」は67.9%となっています。



(2) 在留資格（就労ビザ）

在籍（過去在籍含む）している方の在留資格（就労ビザ）は、「専門的・技術的分野の在留資格」が30.6%と最も多く、次いで「技能実習」(27.5%)、「身分に基づく在留資格」(24.3%)が2割台となっています。



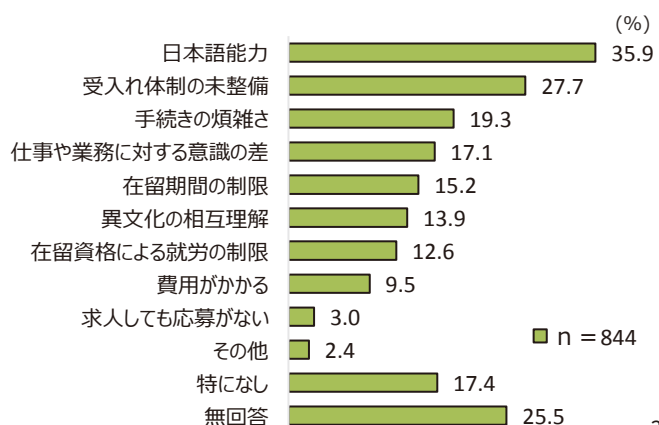
(3) 雇用等にあたって障壁となっていること

外国人労働者

※在籍歴あり⇒ 課題に感じたこと

※在籍歴なし⇒ 雇用等にあたっての障壁

「日本語能力」が35.9%と最も多く、次いで「受入れ体制の未整備」(27.7%)、「手続きの煩雑さ」(19.3%)などとなっており、**障壁があるは57.1%**となっています。



1. 初めに

平成23年に発生した東日本大震災をはじめ、令和2年に未曾有の現象を発生させた新型コロナウイルス(COVID-19)や、昨今の異常気象による自然災害・大企業も標的になるサイバーテロなど、ビジネスに甚大な影響を与える事象が増えています。また、今後は南海トラフを代表とした大地震も想定されており、以前にもまして事業継続の必要性が高まっています。

中小企業の皆さまの中では、検討・導入のハードルが高いと思われる事業者も多いと思われます。本稿ではBCPの定義や現状を踏まえ、導入の進め方についてご提案申し上げます。

2. BCPの定義

中小企業庁によると、「企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと」と定義されています。つまり、情報システムのバックアップなど部分的な対策ではなく、「緊急事態における事業継続」を主目的とした対策をすべきと考えられます。

3. BCP導入の状況

BCP策定率は、令和7年度中小企業白書によると大企業・中小企業とも増加傾向にあるものの、中小企業の平均値BCP策定率は、令和7年度中小企業白書によると大企業の37.1%に対し、中小企業は16.5%となっています。策定率は2016年比で上昇傾向にあるものの、大企業と中小企業の差は広がってきています。

また、対策の多くは従業員の安否確認や情報システムのバックアップが主であり、事業継続観点としての対策は3割に満たない状況であり、まだまだ不足していることがわかります。

導入が進まない理由としては、人材不足やスキル不足を挙げる企業が半分近くあり、必要性を感じていないという企業も2割以上あるなど、導入に対して進みづらい状態でもあります。



4. BCPがなぜ必要か

BCPの策定が必要な理由は「災害や緊急事態が発生しても、事業を止めないようにするため」です。その理由の裏には以下のような必要性があると考えられます。

①売上低減の阻止

機会損失の排除はサービスの継続提供により、売上への影響を最小限に防ぐことができます。

中小企業においては、事業継続の中断は売上へ直接影響し、致命的な影響が発生してしまいます。

②企業の信頼性向上

早期のサービス復旧による取引先への責任遂行の結果、より信頼性が高まります。企業としてのリスクマネジメントのアピールにもなります。

③従業員のロイヤリティ向上

昨今「人財」と言われている従業員の安全を守れると同時に、会社から大切にされている感により従業員の会社への安心感、忠誠心の向上を図ることができます。



5. BCP 導入の進め方

中小企業庁では、中小企業向けにBCP策定運用指針が示されています。入門コースとして、これからBCPを策定しようとしている企業に対しての手順が示されています。

単純な安否確認ツールの導入やシステムのバックアップでは本来企業に必要なBCPがなされない可能性があります。よって、手順に則った検討が重要となります。

①基本方針の立案

「何のために策定・運用をするのか」というような基本を検討します。従業員の人命・サービス供給責任など、基本的な考え方を整理します。

②重要商品の検討

提供しているサービスの中で優先的に復旧させるべき事項(サービス)について、予め取り決めておきます。

③被害状況の確認

災害・疫病蔓延などの緊急事態発生時に、企業が受ける影響のイメージを整理しておきます。

④事前対策の実施

重要商品を提供し続けるために必要な事項を、緊急時においても経営資源(人・物・情報・金)の確保ができるように検討・実施しておく必要があります。

⑤緊急時の体制の整備

緊急事態が発生した際にも事業継続のために適切な行動がとれるように責任者を取り決めて置き、指揮命令を円滑に行うことができるようにすることが重要です。

※詳細は中小企業庁ウェブサイト「中小企業BCP策定運用指針」参照。

<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>



BCP導入に当たっては、事業継続力強化計画認定制度があります。認定されると、補助金申請時の加点処置や、税制優遇処置・損害保険料の割引制度などが用意されています。また、中小企業基盤整備機構による専門家派遣の支援等もございますので、ご確認ください。

※最新の情報は次のURLを参照。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/download/keizokuryoku/tebiki_gaiyo.pdf



6. BCP 導入を検討するにあたって

BCP導入となると難しく考えがちになり、前述のとおり人材不足・スキル不足という観点から先送りにしてしまう場合が多くみられます。ただ、企業の大前提を「従業員の安全と会社の財産を守る」と考えた時に、まずは以下の5つのポイントを押さえておく、という考え方もあります。

①重要商品(事業)を特定すること

緊急時において優先する事業を特定します。

②復旧する目標時間を考えること

緊急時に主要な事業を復旧する目標時間を考えておきます。目標を置くことによって、対策を設定することができます。

③取引先とあらかじめ協議しておくこと

主要な事業の復旧時間を取引先とあらかじめ協議しておくことにより、緊急時に迅速な対応を行うことが可能となります。

④代替案を用意しておくこと

事業拠点、生産設備、調達などの代替案を用意検討しておきます。また、システム等内部の業務に必要な設備も同様です。

⑤従業員とBCPの方針や内容について共通認識を形成しておくこと

緊急時に経営者はどう行動し、従業員にはどう行動してほしいかの共通認識を作っておきます。

7. まとめ

BCP導入にあたってはITベンダーや業務代行会社の安易な提案によらずに、企業のコアビジネスを考えながらの検討が必要となります。前述の専門家派遣や補助金をうまく活用しながら、自社に適したBCPの導入が進めていくことをお勧めいたします。

商売繁盛！デジタル活用セミナー 配信中！

商業・サービス業の皆さまのデジタル活用支援のため、オンラインセミナーを配信しています。

1 セミナー概要

- (1) 形式 (2) 費用 無料
YouTube 配信 (3) 日程・テーマ ※①、②いずれも令和8年2月28日(土)まで視聴可能です。

①超基礎編(講義動画4本)

- ・スマホがお客様をつれてくる?! はじめてのGoogle ビジネスプロフィール
 - ・Instagram でまだ見ぬ出会いをつくろう
 - ・「カッコいい」を自分で! Canva 基礎 ・イマドキ「AI」をスマホで! 無料で!
- (講師)合同会社Summerfield 代表 中小企業診断士 夏原 馨氏



夏原 馨氏

②経営課題別編(講義動画2本)

- 第1回: デジタルで売上をアップしよう
第2回: 仕事の効率をデジタルでアップしよう
(講師)株式会社ぎわい研究所 代表取締役 中小企業診断士 村上 知也氏



村上 知也氏

2 受講方法

申込フォームに必要事項を入力して送信

①超基礎編: <https://logoform.jp/form/FUQz/707938>

②経営課題別編: <https://logoform.jp/form/FUQz/787278>

申込フォームは川崎市ホームページからもアクセスできます。

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000155346.html>

自動返信メールで視聴用 URL が届きます。スマホ・PC を使ってセミナーを受講してください。



超基礎編申込フォーム



経営課題別編申込フォーム

3 主催・後援

【主催】 川崎市

【後援】 川崎商工会議所、川崎信用金庫、横浜銀行、日本政策金融公庫、川崎市信用保証協会、公益財団法人川崎市産業振興財団

4 お問合せ先

川崎市経済労働局観光・地域活力推進部

電話:044-200-2330 FAX:044-200-3920 Email: 28syogyo@city.kawasaki.jp

編集担当者取材！ 手土産にピッタリ！観光案内所でかわさきの名産品を手に入れよう！

「急な出張が入ったけど、時間が無い…。手土産どうしよう!?!」「イベント用に、川崎ならではの商品がたくさんほしいなあ」なんて、悩んでいるそのアナタ!に朗報です。JR川崎駅北口にある観光案内所では、かわさきの名産品をはじめ、川崎にまつわる商品の一部を年中無休で展示販売!お仕事帰りや、お出掛けの際にぜひ、お立ち寄りください!

●観光案内所について

JR川崎駅の北改札外に、「川崎駅北口行政サービス施設(かわさききたテラス)」の一部として観光案内所があり、常駐のコンシェルジュスタッフによる観光情報の提供や名産品等の御紹介及び販売を行っています。羽田空港などに近いことから、外国人旅行者の利用も増えてきています。



●かわさき名産品とは

「かわさき名産品」は、川崎市内で生産・製造、または加工し販売されている品物の中から、おみやげにも使えるような川崎らしい品物を、川崎市観光協会や商工会議所などで構成する「かわさき名産品認定事業実行委員会」が3年ごとに認定。現在の名産品は和菓子33品、洋菓子20品、その他食品31品、工芸品等9品が認定されています。

観光案内所では、和菓子や洋菓子などの食品類や、石鯨やバック、器などの工芸品も取り扱っています。



餃子みそとクッキーも根強い人気 →

●観光案内所のスタッフと観光協会の担当者に聞いてみました!

編集: 名産品などの商品がいっぱい並んでいますね!よく売れている商品は何ですか?
田中: 餃子に合うみそが「かわさき餃子みそ」や工場夜景写真とコラボしたクッキー「ヒカリノイズ」は人気ですね。その他の名産品もよく売れていますよ!
編集: 「複数発注OK!」と掲示されていますが、やはり観光協会さんには問合せが多いのでしょうか?
植木: 市内の団体さんからイベント用として発注いただくことがありますね。今年から取り扱っている「多摩川梨のみるくまじゅう」や洋菓子「くらの家」は個包装で配るのにおススメですよ。
田中: 出張前に手土産として買いに来られるサラリーマンの方もいらっしゃいますね。
編集: 色々な方が利用されているんですね。御担当として、販売における意気込みは?
田中: とっても魅力的な商品ばかりなので、名産品を市外にも広めたいです!!
編集: 素晴らしい!ぜひそうしていただきたいです。それでは最後に一言どうぞ。
植木: 観光案内所にお越しになった際は、実際に名産品を見て手に取って、お買い上げください!
田中: スタッフ一同、皆さんをお待ちしております!



左: 田中さん(スタッフ) 右: 植木さん(観光協会)

■川崎駅北口行政サービス施設(かわさききたテラス)
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町26番地1 アトレ川崎3階
川崎駅北口通路
平日 9:00~20:00 土・日・祝日 9:00~19:00
12/29~1/3 9:00~19:00 TEL: 044-200-2022



■一般社団法人川崎市観光協会
〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町66-20
川崎市産業振興会館8F
平日9:00~17:00 TEL: 044-544-8229

観光協会のかわさき名産品紹介ページ→



～FIND YOUR 押し湯～を開催します

大田区・川崎市の銭湯と京急電鉄がタッグを組んで、「大田・川崎×京急 銭湯デジタルスタンプラリー」を開催します。

銭湯や京急沿線をめぐりながら、スマートフォンでスタンプを集めて、オリジナルのグッズをゲットできるチャンスです。ぜひこの機会に、銭湯めぐりと街歩きを楽しんでみてください。

【開催概要】（詳細は公式サイトまで）

実施期間	令和7年12月13日(土)～令和8年2月15日(日)
スタンプラリー実施場所	川崎市・大田区内の銭湯(川崎市28か所、大田区31か所) 京急線の3駅(平和島駅、川崎大師駅、八丁畷駅)
グッズ	(参加賞)スタンプ1個:ステッカー (大塚製菓賞)スタンプ2個:イオンウォーター(京急賞)スタンプ4個:ペットボトルカバー (銭湯賞)スタンプ6個:ナップサック(達成賞)スタンプ10個:銭湯トレイン参加権、Tシャツ、サウナハット、ボトルキャップ ※グッズがなくなり次第終了となります。※達成賞のみ抽選 ※銭湯トレインは令和8年3月8日(日)実施予定
グッズ交換場所	①各銭湯(参加賞、大塚製菓賞のみ) ②かわさききたテラス内観光案内所、大田区観光情報センター(大塚製菓賞は除く。)
主催	大田区・川崎市浴場連携事業実行委員会、京浜急行電鉄株式会社
公式サイト	https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000182597.html ※12/11公開予定



市内中小企業者の課題解決、お手伝いします

市内中小企業者の皆様が抱えている経営課題解決のお手伝いをする各種機関についてご案内します。

川崎市信用保証協会 【川崎・幸・中原区】企業支援課 044-211-0501 【高津・宮前・多摩・麻生区】北支所企業支援課 044-850-0055	・経営に関する相談 ・専門家を活用した経営支援 ・保証制度の御案内
市内中小企業者の年末・年度末の資金繰りを支援するため、相談窓口を設置します。 令和7年12月1日～令和8年3月31日まで開設していますので、お気軽にご相談ください。 (土日祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)を除く。)	
(公財)川崎市産業振興財団 川崎市中小企業サポートセンター 窓口相談 044-548-4143 ワンデイ・コンサルティング/専門家派遣 044-548-4159	・ワンストップ型経営相談窓口 ・ワンデイ・コンサルティング ・専門家派遣
中小企業の新事業展開や育成支援をはじめ、企業交流のサポート、技術・経営情報の提供など地域経済の活性化を目的に様々な取り組みを行っています。	
川崎市経済労働局経営支援部 金融課 044-544-1846 中小企業溝口事務所 044-812-1112	・セーフティネット保証認定 ・中小企業融資制度の案内
川崎市信用保証協会、取扱金融機関と協調して中小企業融資制度を設けており、制度のご相談やセーフティネットの認定等を行っています。	

【問合せ】川崎市経済労働局経営支援部金融課 電話 044-544-1846

企業向け人権セミナーのお知らせ

企業が社会的責任を果たし、持続可能な成長を実現するためには、大企業だけでなく中堅・中小企業も人権尊重の理念に基づいた経営が必要です。企業価値を向上させる「人権経営の重要性と進め方」、「LGBT対応が生む企業価値の向上」について、具体的に何から始めるべきか等、事例を交えて講演します。

オンライン開催

参加費 無料

手話通訳付

第1回 ビジネスと人権セミナー 「人権経営ははじめの一步～持続可能な企業をつくるために～」

人権経営の重要性と進め方のステップ

講師:潮崎 真惟子 さん ((株)オウルズコンサルティンググループ シニアマネジャー)

配信:令和8年1月16日(金)～1月30日(金)



潮崎 真惟子さん

第2回 企業向けLGBTセミナー 「LGBT対応が生む企業価値の向上～基礎から学び、経営に生かす～」

① 小さな取り組みが大きな企業価値に:LGBT対応の実践法

講師:星 賢人 さん (株式会社JobRainbow 代表取締役CEO)

② 中小企業から始めるLGBT対応 — 意識を広げ、率先する姿勢で企業を育む

講師:渡辺 将広 さん (株式会社more H&C ブランドマネジメント部マネージャー)

配信:令和8年2月4日(水)～2月18日(水)



星 賢人さん



渡辺 将広さん

実施 川崎市(令和7年度関東経済産業局委託事業) 後援 川崎商工会議所

視聴方法 右の申込フォームにて、各回、配信開始日2日前の17時15分までに

お申し込みください。事前申込された方に視聴用URLを送付します。



申込フォーム

【問合せ】川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室 電話 044-200-0098 FAX 044-200-3914

労働相談等のお知らせ

秘密厳守
相談無料

●夜間労働相談 <事前予約制・電話相談可>

日中の相談が困難な方のために、職員が相談に応じます。電話またはホームページからご予約ください。

日時 令和7年12月18日(木) 17時~19時30分(1人45分以内) 原則、毎月第3木曜日(平日のみ)
会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県/川崎市

●弁護士労働相談 <事前予約制・電話相談可>

解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ・パワハラ、損害賠償などの労働問題に関連する高度な法律問題について、専門の弁護士が相談に応じます。電話にてご予約ください。

日時 令和7年12月23日(火) 13時30分~16時30分(1人40分以内) 原則、毎月第4火曜日(平日のみ)
会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県/川崎市

●仕事と育児の両立応援カウンセリング <事前予約制・電話相談可>

仕事と育児を両立する自信が持てない、今後のキャリアについて考えたいなど、働くママ、働きたいママ、プレママ等の悩みを、専門の女性カウンセラーが相談に応じます。

※0歳(おおむね生後6か月以降)から6歳(就学前)までのお子さまを、
カウンセリング中にお預かりします。(無料)

相談希望日の1週間前までにホームページからお申し込みください。

日時 令和7年12月20日(土) 13時~16時(1人50分以内)
会場 かながわ労働センター川崎支所 主催 神奈川県
申込方法 右の二次元コードからお申し込みください。



▲申込ページ



【申込・問合せ】かながわ労働センター川崎支所 電話 044-833-3141

川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階 JR武蔵溝ノ口駅、東急溝の口駅から徒歩5分

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jg5/cnt/f7615/index.html>

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。

事業主の方は、実効性のあるハラスメント防止対策を、働く人自身も、仕事をしていく中でかかわる人達をお互いに尊重することで、皆でハラスメントのない職場にしていくことを心がけましょう。



■ハラスメントの種類と種類

パワハラ

- ①身体的な攻撃
- ②精神的な攻撃
- ③人間関係からの切り離し
- ④過大な要求
- ⑤過小な要求
- ⑥個の侵害

セクハラ

- ①対価型セクシュアルハラスメント
- ②環境型セクシュアルハラスメント

マタハラ

- ①制度等の利用への嫌がらせ型
- ②状態への嫌がらせ型

カスハラ: 手段・態様により、労働者の就業環境が害される行為

就活ハラ: 立場の弱い学生等の尊厳や人格を不当に傷つける等の人権にかかわる行為

■企業はどう対応すればいい?

事業主の方針の明確化 及び その周知・啓発	①職場におけるハラスメントの内容・ハラスメントを行ってはならない旨の方針等を明確化し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること ②行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に対応するために 必要な体制の整備	③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場における ハラスメントへの 事後の迅速かつ適切な対応	⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥事実関係の確認後、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適切に行うこと ⑦事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧再発防止に向けた措置を講ずること(事実確認ができなかった場合も含む。)
併せて 講ずるべき措置	⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知すること ⑩事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと、都道府県労働局の援助制度の利用等を理由として解雇その他不利益な取扱いをされていない旨を定め、労働者に周知・啓発すること
職場における妊娠・出産等、育児・介護 休業等に関するハラスメントの原因や背景 となる要因を解消するための措置	⑪業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他の労働者の実情に応じ、必要な措置を講ずること

詳しい情報は、厚生労働省「あかるい職場応援団」ホームページ(右の二次元コード)をご確認ください。

URL: <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



令和7年10月から「教育訓練休暇給付金」が創設されています

～スキルアップやリ・スキリングに取り組もうとする皆さまへ～

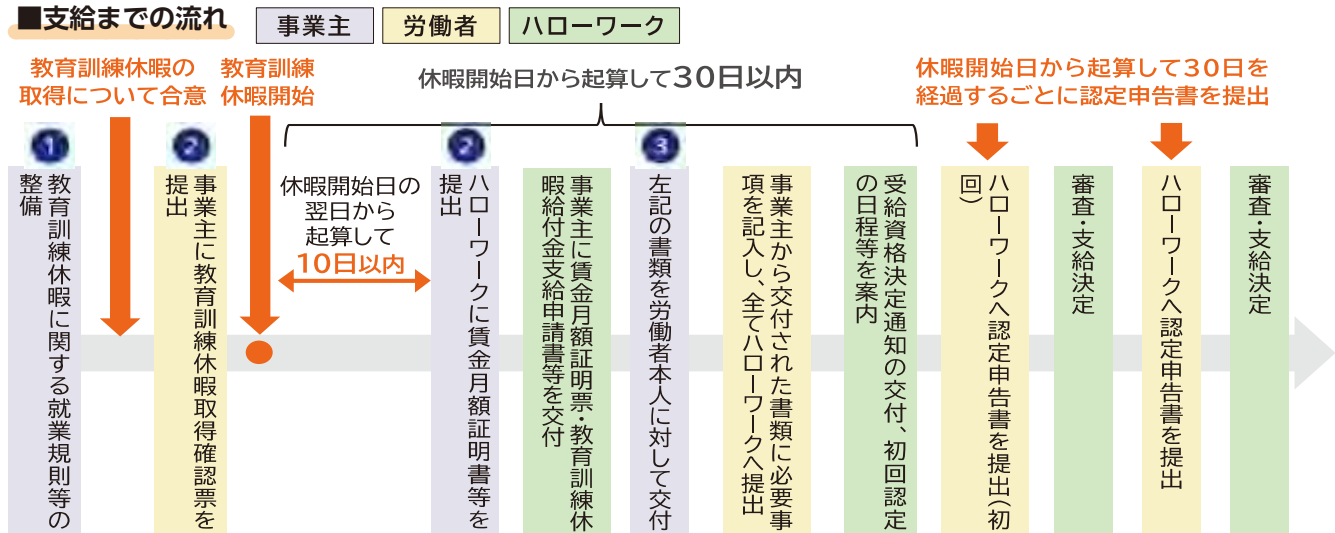
「教育訓練休暇給付金」は、労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、失業給付(基本手当)に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。

支給要件は、一般被保険者である**労働者本人の意思**で、**業務命令によらず、就業規則等に基づき**、教育訓練を受けるための**無給の休暇を取得**することであり、手続に関して**事業主の皆さまのご対応が必要です**。

■制度概要

項目	内容								
対象者	雇用保険の一般被保険者（在職中の方）								
支給のタイミング	教育訓練休暇の開始日から起算して30日ごと、ハローワークで認定を受けた後に支給								
給付額	離職した場合の基本手当（いわゆる失業手当）と同じ日額（賃金や年齢に応じて決定され、上限・下限があります。）								
給付日数	雇用保険の被保険者であった期間（加入期間）に応じて、最大150日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入期間</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所定給付日数</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> </tr> </tbody> </table>	加入期間	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	所定給付日数	90日	120日	150日
加入期間	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上						
所定給付日数	90日	120日	150日						
留意点（労働者）	<ul style="list-style-type: none"> 教育訓練休暇給付金を受給した場合、被保険者期間はリセットされます。 支給申請は正しく行って下さい。 								
留意点（事業主）	<ul style="list-style-type: none"> 解雇等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。なお、解雇等を予定している労働者について、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象になります。 ハローワークから交付された書類は、速やかに対象労働者に交付してください。 								

■支給までの流れ



詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html



マイカー共済

自動車総合補償共済

幅広い世代に選ばれる 3つのポイント!

広告

こくみん共済 NEWS

1425A019

① 手頃な掛金

安全運転の方なら

無事故割引等級は

最大22等級・65%割引

掛金の負担が少なくなります!

車を2台以上お持ちの場合

複数契約割引 **3%割引** セカンドカー割引 **7等級適用**

マイカー共済オリジナル **お子さまも運転する場合**

お子さまも運転する場合、専用の年齢条件を設定することで割引になります(一部の場合を除く)。

子供特約

② 補償が充実

マイカー共済ロードサービス

24時間365日

事故対応!

故障などの車のトラブルにも対応

指定整備工場

全国に約**1,200**か所のネットワークだから、**お出かけ先でも安心です!**

指定整備工場はこの看板が目印▶

③ 対応が丁寧

- 補償の疑問にわかりやすく答えられて、とても安心でした!
- 事故の過失割合について困っていましたが、担当者が職場まで来て細かく話を聞いてくれたので、納得できる形で解決できました。
- 相手方へ謝罪をする際、担当者に同行していただき、とても心強かったです。
- 相手のけがの状況等、気がかりなことも教えていただき、安心してお任せできました。(お寄せいただいたお声より抜粋)

お見積もりはこちら

公式キャラクター ピットくん

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済 <全労済>

全国労働者共済生活協同組合連合会 **coop**

神奈川推進本部 (神奈川県労働者共済生活協同組合)

たすけあいから生まれた保障の生協です。

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「リーフレット」「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

ホームページからもお問い合わせいただけます | [こくみん共済 coop](https://www.zenrosai.coop/) 検索 <https://www.zenrosai.coop/>

令和7年12月

I-1 労働市場(神奈川県、川崎市)

- * 9月の神奈川県内の有効求人倍率は、0.85倍で前年同月に比べ0.06ポイント下回りました。
- * 9月の川崎市内の有効求人倍率は、0.73倍で前年同月に比べ0.06ポイント下回りました。

年月	項目	有効求人数 (a)				有効求職者数 (b)				有効求人倍率 (a/b)			
		川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県	川崎	川崎北	川崎計	県
令和4年度平均		9,484	7,296	16,780	97,506	7,633	12,587	20,220	108,800	1.24	0.58	0.83	0.90
令和5年度平均		9,390	7,273	16,664	98,257	7,764	12,269	20,033	107,997	1.21	0.59	0.83	0.91
令和6年度平均		9,413	6,940	16,353	99,573	8,261	12,446	20,708	109,369	1.14	0.56	0.79	0.91
令和7年	4月	10,126	6,751	16,877	98,711	8,971	13,283	22,254	116,724	1.13	0.51	0.76	0.92
	5月	9,666	6,524	16,190	95,640	9,062	13,520	22,582	119,242	1.07	0.48	0.72	0.89
	5月	9,344	6,311	15,655	93,999	9,088	13,482	22,570	119,308	1.03	0.47	0.69	0.85
	7月	9,159	6,425	15,584	94,205	8,813	13,359	22,172	116,335	1.04	0.48	0.70	0.84
	8月	9,201	6,304	15,505	93,430	8,574	13,155	21,729	113,989	1.07	0.48	0.71	0.82
	9月	9,512	6,410	15,922	94,966	8,473	13,248	21,721	114,209	1.12	0.48	0.73	0.85
資料出所		川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」、神奈川県労働局職業安定部「労働市場月報」											

- (注1) 労働市場は新規卒者を除き、パートタイマーを含んだ数値で、県有効求人倍率の月別、及び年度平均は季節調整値である。
 (注2) 神奈川県内の数値について、毎年、新季節指数を適用し、前年度数値の一部を改定する。
 (注3) 川崎(川崎公共職業安定所(川崎南部))の数値には、川崎区・幸区のほかに、横浜市鶴見区を含む。
 (注4) 川崎市内の数値について、令和6年4月実績から、ハローワークに所せずオンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数を含む。

I-2 労働市場(全国)

- * 9月の完全失業者数は184万人、完全失業率は2.6%となりました。
- 一方、有効求人倍率は1.20倍で、前年同月に比べ0.05ポイント下回りました。

年月	項目	完全失業者 (全国)		完全失業率 (%)	有効求人倍率
		万人	前年比	全国	全国
令和4年平均		179	-7.2	2.6	1.28
令和5年平均		178	-0.6	2.6	1.31
令和6年平均		176	-1.1	2.5	1.25
令和7年	4月	188	-2.6	2.5	1.26
	5月	183	-5.2	2.5	1.24
	5月	176	-2.8	2.5	1.22
	7月	169	-10.1	2.3	1.22
	8月	182	4.0	2.6	1.20
	9月	184	6.4	2.6	1.20
資料出所		総務省統計局「労働力調査」厚生労働省「一般職業紹介状況」			

- (注) 全国の完全失業率、有効求人倍率の月別、及び年平均は季節調整値
 ただし、完全失業者数は月別、年平均ともに原数値

II 業種別労働災害発生状況

- * 令和7年1月から9月までの労働災害発生状況は、前年比40件減の732件となりました。

業種	区分	当年累計	前年同期累計	前年同期対比	
				件数	前年比 (%)
製造業		73(0)	91(1)	-18	-19.8
建設業		66(2)	82(1)	-16	-19.5
運輸業		159(1)	135(0)	24	17.8
第三次産業		418(3)	446(1)	-28	-6.3
鉱業、農林業 畜産・水産業		16(2)	18(0)	-2	-11.1
総計		732(8)	772(3)	-40	-5.2
資料出所		神奈川県労働局(川崎南・川崎北労働基準監督署)			

- (注1) 休業4日以上の死傷者数、()内は死亡者数で内数死傷者数は労働者私傷病報告、死亡者数は死亡災害速報から集計
 (注2) 当該発生状況は、令和7年1月1日から労働者死傷病報告の電子申請化に伴い、従来の統計締日を一部変更
 (注3) 第三次産業は、「小売業・社会福祉施設・飲食店・清掃・と畜業・その他」の合計

III 関連指標(全国、神奈川県、川崎市)

- * 9月の川崎市消費者物価指数は、110.3なり、前年同月に比べ2.6ポイント上回りました

P:速報値

年月	項目	常用労働者賃金 (円)		総実労働時間数(時間)		所定外労働時間(時間)		消費者物価指数			鉱工業生産指数		倒産状況 (件)			
		県	全国	県	全国	県	全国	川崎市	前年比	全国	前年比	県	全国	川崎市	県	全国
令和4年平均		367,534	379,498	137.2	143.3	11.6	12.2	101.5	2.1	102.3	2.5	110.3	105.4	5	34	536
令和5年平均		386,313	386,640	137.8	143.8	12.4	12.1	104.5	3.0	105.6	3.3	111.8	104.0	6	43	724
令和6年平均		408,564	397,437	138.6	142.9	12.5	11.7	107.2	2.6	108.5	2.9	110.4	100.8	7	45	834
令和7年	4月	355,090	338,252	140.5	145.4	12.7	12.0	109.9	3.0	111.5	3.6	102.8	101.3	7	51	828
	5月	345,828	337,884	136.6	140.5	11.9	11.3	109.9	2.9	111.8	3.5	117.2	101.2	13	44	857
	5月	661,049	625,297	140.6	145.2	12.1	11.3	110.3	3.2	111.7	3.3	103.6	103.3	6	38	848
	7月	508,345	476,302	144.4	148.8	11.9	11.6	110.4	3.0	111.9	3.1	107.4	102.1	6	47	961
	8月	340,990	332,555	129.0	135.2	10.2	10.6	110.6	2.7	112.1	2.7	99.7	100.6	5	43	805
	9月		P334,341		P139.6		P11.2	110.3	2.6	112.0	2.9	P116.7	P103.2	9	50	873
資料出所		県: 統計センター「毎月勤労統計地方調査」 全国: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」					全国・市: 総務省統計局「消費者物価指数」			県: 統計センター「工業生産指数月報」 全国: 経済産業省「鉱工業生産動向」		市、県: 金融課「神奈川県内企業倒産整理状況」 全国: 東京商工リサーチ「企業倒産状況」				

- (注1) 鉱工業生産指数は令和2年を100とする。月別は季節調整値で、年平均は原指数である。また、県数値は製造工業の数値である。
 (注2) 消費者物価指数は令和2年を100とする。
 (注3) 倒産状況は負債総額1,000万円以上の件数で、年平均は合計件数とする。

【主要労働経済指標の数値について】 過去の数値については、新季節調整値による有効求人倍率の遡及変更など、後に変更や訂正が入ることがありますので、資料出所のホームページ等をご確認くださいようお願いいたします。

賃金の額を具体的にいくらにするかは、労働契約などによって労使間の合意により定めることができます。ただし、最低基準については、最低賃金法に定められており、正社員、パート、アルバイトなど雇用形態問わずすべての労働者に適用されます。以下、関連する相談事例を3つご紹介します。

支払われている賃金が、最低賃金以上となっているか否かはどのように確認すればいいですか。



支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を以下の方法で比較します。

- (1) 時間給制の場合
時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)
- (2) 日給制の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)
- (3) 月給制の場合
月給 \div 1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)
※1か月平均所定労働時間 = 1日の所定労働時間 \times 年間の所定労働日数 \div 12
- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額 (時間額) と比較します。
- (5) 上記 (1)、(2)、(3)、(4) の組み合わせの場合
例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

支払う賃金は、通勤手当も含めて最低賃金以上になっていれば大丈夫ですか。



最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。通勤手当は最低賃金の対象となる賃金には含まれません。

他にも、結婚手当などの臨時に支払われる賃金、賞与、時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金、通勤手当、家族手当、精皆勤手当は最低賃金の対象となりませんので、除外して計算する必要があります。

最低賃金が改正され発効されたことに気付かず、3か月経ってしまいました。最低賃金より少なく払っていた場合はどうしたらいいですか。



使用者は、最低賃金額以上の金額を労働者に支払わなければなりません。もし、その間支払っていた賃金が最低賃金額未満であった場合、その差額を速やかに支払わなければなりません。

支払わない場合は、最低賃金法違反として罰則(50万円以下の罰金)が定められています。

編集後記

2025年も残すところ1か月となりました。この一年、皆様にとってはどのような年だったでしょうか？

第二次トランプ政権誕生、大阪・関西万博開催、お米の価格高騰、史上初最低賃金47都道府県ともに時給1,000円超え、そして初の女性首相誕生など、今年も様々なニュースが溢れる一年でしたね。来年も様々なことがあるかと思いますが、少しでも多くの明るいニュースに触れたいものです。

「かわさき労働情報」は、労働関係法令、労働関係の年間行事、市内の労働情勢などの労働情報を市内企業・労働団体をはじめ勤労者の皆さまに発信しています。電子版の定期配信(メールニュースかわさき)も行っていますので、ぜひご登録下さい。

これからも皆さまのお役に立つ情報の掲載に努めてまいりますので、今後とも変わらぬ御愛顧を頂戴できましたら幸いと存じます。

それでは皆さまもどうぞ良いお年をお迎えください。

川崎市内中小企業の約12,000人が加入しています



川崎市が運営する市内中小企業のための
お得な福利厚生制度

従業員1人につき月額500円で
充実した福利厚生サービスを導入できます！

ライフイベントに合わせた各種給付金【5,000～50,000円】

加入5年 5,000円		加入15年 10,000円		加入25年 20,000円	
結婚祝金 15,000円	出産祝金 8,000円	小学校入学祝金 8,000円	中学校入学祝金 8,000円	※ 傷病見舞金 8,000～30,000円、弔慰金 10,000～50,000円	

ワーク・ライフ・バランスを支援！ 充実の福利厚生メニュー

<p>グルメをお得に！ 食事補助券2024年実績 年間約13,000円分掲載</p>	<p>遊園地・動物園・水族館 等のレジャー施設もお得に！</p>	<p>映画チケット 1,200円～1,500円！ 数量限定で500円特別販売も</p>	<p>ギフトカード等の 割引販売！</p>
--	--------------------------------------	---	---------------------------

○宿泊補助（1泊につき会員本人2,000円、会員家族1,500円 計10泊分）
○ギフトカード等の割引販売
○日帰り温泉利用補助券 ○スポーツクラブ優待 ○東京ディズニーリゾート利用補助券 2,000円分
○食事補助券 ○遊園地・レジャー施設の優待割引 ○人気公演チケットも多数ご案内しています！

事業主様のメリット

給与・手当等（法定福利費）
+
福利厚生（法定外福利費）
⇒ 損金または経費として処理可能

かわさきハッピーライフはメリットたくさん！

- イメージアップ
- 人材確保
- モチベーションアップ
- 生産性向上
- 働き方改革
- ワークライフバランス

★今なら選べるプレゼント進呈！新規入会キャンペーン実施中★

実施期間：2025年9月11日（木）～2026年1月9日（金）
 キャンペーン期間中にご加入いただいた事業所様に、以下のA～Bのうち一つを進呈します！
A. ジェフグルメカード500円×加入人数分
B. ミスタードーナツ商品券3,000円分

【資料請求・お問い合わせ先】かわさきハッピーライフ

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
 川崎市経済労働局労働雇用部
 電話：044-200-2274 メール：28roudou@city.kawasaki.jp

ホームページからも
お問い合わせいただけます

川崎 共済 検索



かわさき労働情報

Kawasaki Labor Information

第2180号 令和7年12月1日発行
 編集・発行 川崎市経済労働局労働雇用部
 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
 電話 044-200-3653（直通） FAX 044-200-3598
 経済労働局労働雇用部メール 28roudou@city.kawasaki.jp

労働情報の発送につきましてはメール便でお送りしておりますので、郵便局への届出では転送することができます。そのため、転居先不明による返送が増えております。ご転居される際には、編集・発行者まで、電話・FAX・メールのいずれかの方法にてご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。